

●香川県選挙管理委員会告示第41号

平成27年4月12日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年4月3日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

選挙区	制限額
高松市選挙区	5,827,900円
丸亀市選挙区	5,775,600円
坂出市選挙区	5,553,300円
善通寺市選挙区	5,021,300円
観音寺市選挙区	5,325,000円
さぬき市選挙区	5,683,400円
東かがわ市選挙区	5,073,600円
三豊市選挙区	5,472,600円
小豆郡選挙区	4,993,400円
木田郡選挙区	5,850,200円
綾歌郡選挙区	5,614,200円
仲多度郡第一選挙区	4,913,400円
仲多度郡第二選挙区	5,490,500円